

## 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて休業に御協力頂いた事業者に対し協力金を支給します。

**【支給対象】** 4月21日（火）から5月6日（水）まで休業した、県内で営業する事業者。（ホテル又は旅館については、4月28日（火）から5月6日（水）までの休業）（別紙参照）

**【支 給 額】** 1事業者 最大30万円

（1事業者当たり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算）

**【申請方法】** インターネット又は郵送

**【受付期間】** 5月7日（木）～6月30日（火）（消印有効）

なお、「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター」を5月1日（金）13時に開設し、電話相談等を行います。5月2日（土）以降の開設時間は9時～17時（土日・祝日を含む）。

※詳細については、今後、県HP等により公表します。

(別紙) 支給対象となる施設の具体例

1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内訳
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外車券売場、ライブハウス 等
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
④運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等
⑤文教施設	学校（大学等を除く。）

2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下の施設は協力依頼）

施設の種類	内訳
①大学・学習塾等	大学・専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
②博物館等	博物館、美術館、図書館
③商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
④ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（ <u>行楽を主目的とする宿泊に係る事業又は集会の用に供する部分に限る。</u> ）

※ 飲食業等の食事提供施設については、自主的に休業した場合に本協力金の対象とします。

※ 施設の使用制限対象施設一覧については、県HP（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>）の「栃木県緊急事態措置（4月18日～5月6日）」を参照してください。